

永平寺町防災公園条例施行規則を次のように公布する。

令和6年9月24日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第22号

### 永平寺町防災公園条例施行規則

#### (行為の許可申請)

第1条 永平寺町防災公園条例(令和6年永平寺町条例第 号。以下「条例」という。)

第3条第1項の行為の許可を受けようとする者は、当該行為をしようとする日の3日前までに、様式第1号による申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、当該申請者に対し前項に規定するもののほか、必要があると認める書類の提出を求めることができる。

3 同一申請が2以上ある場合の許可は、町長の定めるところによる。この場合申請者は、異議を申し立てることはできない。

#### (防災公園の占用許可申請)

第2条 条例第3条第1項に基づく防災公園の占用許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書に、次の書面を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 位置及びその附近を表示する平面図並びに求積図

(2) 工作物を設置しようとする場合は、設計書、仕様書及び構造図

(3) 法令の規定により官公署の許可を要するものは、その許可書の写

#### (許可事項の変更及び継続)

第3条 第1条及び第2条の許可を受けた後、その事項を変更しようとする場合には、様式第3号による変更申請書を町長に提出しなければならない。

2 許可期間満了後引き続き継続しようとする場合には、様式第3号による継続申請書を町長に提出しなければならない。

#### (許可の表示)

第4条 許可を受けた者は、その箇所の見やすいところに様式第4号による事項を記載した標札を表示しなければならない。ただし、特に町長の承認を得たものは、この限りでない。

#### (工事施行の方法)

第5条 許可を得て工事を施工しようとするときは、工事着手3日前までに届け出て担当職員立会いの上、施工しなければならない。

2 前項の工事が完成したときは、直ちに町長に届け出て、検査を受けなければならない。

#### (原状回復の義務)

第6条 許可期間満了又は中絶若しくは使用者の責めにより許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復し、町長に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不相当と認めるときは、更正を命じ、又は第三者をして補修せし

め、その費用は許可を受けた者の負担とする。

(維持管理内容)

第7条 防災公園施設の維持管理内容は、別表に掲げる内容とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

防災公園の名称	維持管理主体	維持管理内容
神明防災公園	町	防災公園施設の改修、補修及び樹木の剪定
	区	公園内(トイレ含む)の清掃及び消耗品の補充
薬師防災公園	町	防災公園施設の改修、補修及び樹木の剪定
	区	公園内(トイレ含む)の清掃及び消耗品の補充